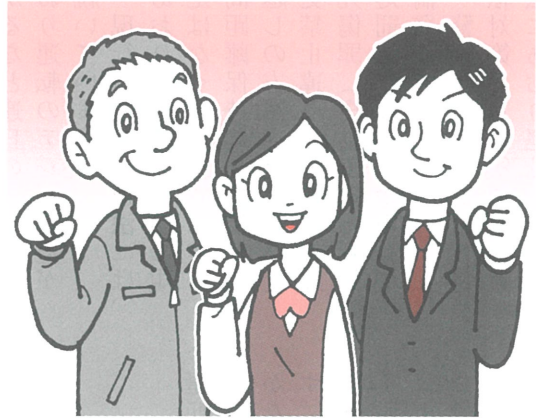




監督署の窓

脳・心臓疾患の発症防止に二次健康診断給付制度の活用を!



り除くことに企業はもつと目を向けるべきです。

労災保険の給付は、業務や通勤に起因して被った負傷、疾病や死亡に対して事後的に行なわれるものですが、唯一、予防のための給付として「二次健康診断給付」があります。この給付制度の目的は、脳・心臓疾患のリスクを有する者の発症を少しでも防止するところ

にあり、労働時間の抑制と健康管理の二つの側面から発症を防止しようとするものです。そこで、今回は「二次健康診断給付」について紹介したいと思います。

1、二次健康診断給付の要件

労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断（一次健康診断）の結果、次のすべての検査項目に異常所見があると診断されたときに受けることができます。

- ①血圧検査、②血中脂質検査、③血糖検査、④腹囲の検査またはBMI（肥満度）の

測定

ただし、既に治療を始めている方や健康診断の結果、医師より脳・心臓疾患の症状を有すると診断された場合には給付を受けることができません。また、特別加入者は受けることができません。

2、二次健康診断給付の内容

二次健康診断給付には、脳血管と心臓の状態を把握するための検査として、二次健康診断と医師または保健師の面接による特定保健指導とがあります。

二次健康診断は、具体的には次の検査を行います。

- ①空腹時血中脂質検査、②空腹時血糖値検査、③ヘモグロビンA1c検査、④負荷心電図検査または胸部超音波検査（心エコー検査）のいずれか一方の検査、⑤頸部超音波検査（頸部エコー検査）、⑥微量アルブミン尿検査

また、特定保健指導は、具体的には次の指導を行います。
①栄養指導、②運動指導、③生活指導

これら二次健康診断給付を受けるためには、「二次健康診断給付請求書」に一次健康診断の結果の写しなどを添えて、労災病院や都道府県労働局長が指定する病院・診療所に一次健康診断を受けた日から3か月以内に受診していただく必要があります。

中長期的に見ると労働人口は今後減少する見込みであり、将来的に人材確保は難しくなっていくことが予想されます。労働者が日々健康に働ける職場環境を維持するために、労働者自らが健康管理に向き合う機会として、この二次健康診断給付制度を是非とも活用いただければと思います。

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係（方面） 052-961-8653
 安全衛生課 052-961-8654
 労災課 052-961-8655

本年4月1日から時間外労働の上限規制（中小企業は来年4月から）、年次有給休暇の取得義務化がスタートしました。今後、労働者の労働時間は厳しく管理され、長時間労働は抑制されて、いわゆる過労死は減少していくものと思われま

す。愛知労働局の平成28年度から平成30年度までの脳・心臓疾患の労災請求件数は、51件から40件、30件へと減少し、支給決定件数も15件から10件、13件と推移して減少傾向となつていきます。少しずつではありますが、企業の長時間労働

に対する考え方が変化してきていることを裏付ける統計結果となっています。しかしながら、脳梗塞や心筋梗塞といった疾病発症の原因は、長時間労働だけではなく、自己の健康管理も重要であることを忘れてはなりません。見えな

いリスクへの対応は、どうしても後手後手に回ってしまうのが現状ではないでしょうか。労働者は企業に利益をもたらしてくれる資源であり、長い時間をかけて育成した人的資源を失うことは、企業にとつても大きな痛手となります。だとすれば、そのリスクを取